

## 小さな助け合いの物語

今年の夏は、ゲリラ豪雨による局地的被害が相次いだ。ゲリラ豪雨とは「予測が困難な、突発的で局地的な豪雨を指す俗語」であり、正式な気象予報用語ではないらしい。その呼び名のとおり、まさにどこに現れるのか予測がつかず、一度襲撃されるとその被害は局地的ではあるが甚大となる。したがって、その対策がいろいろと論じられているが決定的な対策は見当たらない。問題は、「いかに被害を最小限に抑えるか、いかに被害からの復旧を早く行うか」である。

「地球温暖化の影響で最近の気象はおかしいですね。」と他人事のように言っても何も解決しない。いざとなれば、とにかくわが身を守り、家族を守らなければならない。地震、大雨、台風、雷、竜巻などの自然災害を人の手で避けることは難しい。出来ることはその被害をいかに抑えるか、である。

過去に災害に遭われた大半の方が、「家族や近隣の人達のおかげで助かった、助けられた」と口を揃えてお話されている。地域の人同士の助け合いが多くの人々の命を救っている事実が確かに存在する。自衛隊が救出に動き出す前に、必死に力を合わせて助け合っている事実が数多く存在する。しかしながら、その事実はあまり報道されていない。画になる事実は報道されやすいが、画にならない事実は報道しづらいのであろう。

これまでの多くの被災体験の中で、ボランティア活動も徐々に広がりを見せ、さらには深化している。例えば、ある地域の災害に支援に行き、そこで知り合った人たち同士が自分たちでできることを話し合い、「まずは障がいを持った方々に連絡を取り、被害がないか、支援の必要がないか確認することから始めた」という話しを耳にしたことがある。こういった話はボランティア仲間同士の会話や話し合いから始まり、口コミやインターネットを通じて広がりを見せている。これも第三者だから話せることであり、当事者からの話ではない。被災者はあまり多くを語らない。しかしそこには数多くの助け合いの物語が存在する。

災害による被害を軽減するためには、人と人との助け合いが不可欠である。そして被害の復旧に向けては国、地方自治体はもとより、さらに多くの人々の助け合いが求められる。

昨今では、少子化、核家族が進み、1人暮らし高齢者などが増加し、隣近所とのつながりが、だんだんと薄れて来ている。都会では、いろんなサービスが充実し、お金さえ払えば、困った事も解決できるようにもなった。しかし、サービスはサービスであり、あくまでも仕事の延長線上である。お決まりの範囲内でしか動かない、動けないのである。(以下12頁に続く)

(社)全国信用組合中央協会 広報部長 二宮 茂

### 本号の目次

小さな助け合いの物語(二宮 茂)	1
時評 協同組合憲章をつくる意義(富沢賢治)	2
第96回研究会報告(2010.7.21)	5
協同組織金融機関の課題(佐藤浩二)	
文献メモ 欧州の初期協同組合・協同金融関係文献メモ(平石裕一)	9
会員の声「企業・組織の採用活動と大学生の質」(駒川智子/11) / 第97回研究会	12

2010年8月発行【編集・発行者】協同金融研究会(事務局長・小島正之)

〒102-0083 千代田区麹町3-2-6 麹町本多ビル4B 日本福祉サービス評価機構気付  
電話&Fax 03-3262-2260 URL: <http://www.co-op.or.jp/ccij/>

# 協同組合憲章をつくる意義

聖学院大学大学院教授 富沢 賢治

## 1. はじめに

協同金融研究会第7回シンポジウム（本年3月6日）の「意見交換」の席上、私は協同組織金融機関についての社会的認識を高める方策として、協同組織金融機関の憲章をつくることを提唱した。シンポの席上では私見を十分に披歴できなかったため、その後の経緯も含めて以下、協同組織金融機関の憲章と協同組合憲章をつくる意義について述べたい。

国際協同組合年に向けて協同組合関連の憲章をつくることは、国際協同組合年への関心を高めるためにも重要な意味を持つ。日本における国際協同組合年への関心は、おどろくほど低い。元朝日新聞編集委員で現在も協同組合運動を一貫して支援し続けている岩垂弘氏は、つぎのように慨嘆している。

「国際協同組合年が設定されたというニュースを、これまでのところ、日本のマスメディアは全く伝えない。このため、このことがいまだに国民に知られていない。メディアがこの事実を無視するなら、協同組合自身で市民に知らせてゆく以外にない。各協同組合組織が、組合員と市民へのPRを早急に開始するよう期待したい」（岩垂弘「国連が2012年を『国際協同組合年』に 大不況克服のための役割を協組に期待」『しんくみ』2010年7月号）。

岩垂氏は私への私信で、各種協同組合の対応はどうなっているのかと問い合わせしてきた。私も知る限りのことはお知らせしたが、岩垂氏の憂慮を払拭するほどの内容にはならなかったと思う。

その後、私自身は、協同組合関連の種々の会合で国際協同組合年の意義を述べるとともに、『しんくみ』7月号、『協同の発見』8月号、『共済と保険』9月号のそれぞれの巻頭言において、国際協同組合年に向けての協同組合憲章づくりを提言してきた。以下、私見のポイントを示し、読者のご理解を得たい。

## 2. 世界の動向

今年は、『レードロー報告』から30年目、「協同組合新原則」から15年目という節目にあたる。

この30年間の世界史の激動は、すさまじい。1989年のベルリンの壁の崩壊から始まり、ソ連型社会主義の崩壊、新自由主義の世界制覇、2008年の世界的金融危機の発生へと続く一連の変化は、世界史の大きな節目をなしている。

18世紀の産業革命が先導してきた資本主義体制は、行き着くところまで行き着いた感がある。新自由主義の急先鋒であった中谷巖氏までが、『資本主義はなぜ自壊したのか』（2008年）という「懺悔の書」を著わしている。

資本主義がその基盤である市場秩序を破壊するまでに行き過ぎたので、マネー資本主義やギャンブル資本主義への反省が、世界的に深まり、他方、民間非営利組織に対する期待が、この30年間で格段に大きくなっている。経営学の世界の権威であるドラッカーも、1980年代以降、『非営利組織の経営』などを著わし、一連の非営利組織論を展開するほどであった。

### 3．協同組合への期待

協同組合は、世界最大の非営利組織である。ICA 傘下の組合員数は、1980 年には 3.6 億人、1991 年には 6.7 億人、2009 年には約 9 億人へと増大した。

このような運動の発展は、国際連合諸機関にも大きな影響を与えた。ILO は、2002 年総会で「協同組合促進に関する勧告」を採択した。また、2009 年 12 月に開催された国連総会は、2012 年を「国際協同組合年」とする総会宣言を採択した。

この国連宣言は、「全加盟国並びに国際連合及びその他すべての関係者に対し、この国際年を機に協同組合を推進し、その社会経済開発に対する貢献についての認識度を高めるように推奨」し、各国政府に対しては、「協同組合の活動に関する法的行政的規制を見直し、とりわけ、適切な税制優遇措置や金融サービス・市場へのアクセス面などでその他の企業体・社会的事業体と同様な活動の場を協同組合に与えることによって、急速に変化する社会経済環境における協同組合の成長と持続可能性を高めるよう促し」ている。

この国際協同組合年の取り組みを世界的規模で推進するために、国連は事務局内に「国際協同組合年調整委員会」を設置するとともに、各国に国内実行委員会を設置するように促している。日本でも、8 月に「2012 国際協同組合年全国実行委員会」が発足した。

### 4．憲章とは

憲章は、国民的な取り組みの大きな方向性を提示するものである。すなわち、ある事柄に関して根本的なことを定めた取り決めであり、基本的な方針や施策などを示すものである。法律上の用法としては、ある事柄に関してその原則を明らかにして、関連法規の統一的理念を示すものである。

古くは、イギリス王の独裁的行動を規制するための「大憲章」（マグナカルタ、1215 年）があり、19 世紀のイギリスでは「人民憲章」（1837 年）を中心とする運動（チャーティズム）が、普通選挙制度成立の基盤を築いた。

現代では世界秩序のあるべき理念を示すものとして国連憲章（1945 年）がある。EU の基本権憲章（2000 年）は、EU 域内の市民の政治的、社会的、経済的権利を法的に定め、ヨーロッパ社会憲章（1961 年）は、労働者や障害者の権利を規定している。日本では児童憲章（1951 年）が、児童の福祉と教育の権利宣言であるとともに、児童福祉法、教育関連法などの諸法律の統一的理念を示すものとして、よく知られている。

最近では、民間の運動に促されて本年 6 月 18 日に中小企業憲章が閣議決定された。この憲章は、中小企業の経済的・社会的役割などについての考え方を基本的理念として示すとともに、政府が中小企業政策に取り組むさいの基本原則や行動指針を示している。

政府はまた、6 月 29 日に、ワーク・ライフ・バランス推進に向けた官民トップ会議（首相、関係閣僚、経団連会長、連合会長等）を経て、ディーセント・ワークの実現を目指す「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」と「行動指針」を決定した。

### 5．協同組合憲章をつくろう

これらの憲章づくり運動の進捗から見ると、協同組合関連の憲章づくりの遅れが目立つ。

「2012 国際協同組合年全国実行委員会」の第 1 回会合（本年 8 月 4 日）においては、「国際協同組合年にむけた今後のすすめ方」として、「国際協同組合年を機会に、マスコミや政

府関係者をはじめ、多くの人々に協同組合の役割・価値、事業・活動の実態を伝える取り組みを行っていく。また、協同組合をより発展させるための政府への働きかけ、共同研究、途上国の協同組合への支援などの取り組みを行う」という基本的な考え方が示された。委員の一員である私は、この考え方を実行に移すために、協同組合憲章をつくる案を提示し、委員会代表である内橋克人氏の賛同を得た。今後、幹事会において私見が検討されることになると思われる。

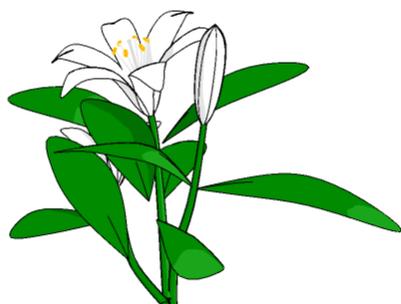
協同組合憲章は、協同組合運動に対する社会と政府の認識度を高めるとともに、法制度を整備・充実するための指針を示すものである。この憲章づくりは、各種協同組合間の連帯を強化することによって、政府の縦割り行政間の壁を取り払い、政府が協同組合運動を一体のものとして認識するようになる一助となろう。

日本では政府と営利会社が主要な社会組織と認識されているために、法制度も基本的にはそのような社会組織 2 分法によって整備されている。このような立場から、協同組合に関しても独自性を認めず一般企業なみの取扱いをしようとする論調が強まっている。協同組合のなかにも、このような動向に適應して一般企業を指向する組織がある。このような流れがすすめば、協同組合はそのアイデンティティを失い、競争市場のなかで弱体化せざるをえないであろう。

多くの先進諸国においては、政府セクターと営利企業セクターのほかに民間非営利セクターが独自の社会的領域として認識されている。そのうえで、政府と営利企業と民間非営利組織とが、それぞれの独自性を発揮しながら連携しうるような社会的仕組みが追及されている。日本においても営利企業と異なる民間非営利組織の独自の社会的役割を認め、民間非営利組織にふさわしい法制度が整備されるべきである。

運動現場からの憲章づくりを進めるためには、まずは協同組織金融機関、生協、農協、労働者協同組合、共済組織など、協同組合関連組織がそれぞれの憲章をつくり、自己のアイデンティティを再確認し、運動を活性化させる。そして、それらを総括するようなかたちで協同組合運動全体が一つの憲章をつくる。さらに、それを踏まえて政府が協同組合憲章をつくり法制度を充実させる、という流れが必要となろう。

イギリスの人民憲章づくりの運動（チャーティズム）が政治上の民主主義の実現につながったように、現代日本の憲章づくり運動が経済民主主義の土台を築くことを期待したい。



## 協同組織金融機関の課題

多摩信用金庫 理事長 佐藤 浩二

多摩信用金庫の状況について報告して欲しいと言うことでしたが、一つのサンプルとして、協同金融研究のお役にたてればということでお引き受けした次第です。当初は、皆さんからのご質問を中心にそれにお答えする形にさせていただければと思いましたが、それも難しいかとも思い、今私どもが取り組んでいることをご紹介させていただき、その後ご質問にお答えするという形ですすめさせていただきます。お手元に「役割を果たす」「責任をとる」「覚悟する」の3つのキーワードを書いたメモをお配りさせていただいていますが、それに関して私の思っていることとお話したいと思えます。

### 役割を果たす

冒頭に「役割を果たす」と書きましたが、これは経営そのもの、経営の本質だと考えています。しかも「役割」というものは与えられるモノではなくて、自ら作っていくモノだと考えています。それが時代に合っていない、あるいは絵空事であれば継続的な経営はできないと思っています。

信用金庫の経営を、どこで、誰のために、何のために、何をやるのかということです。つまり、私ども多摩信用金庫の場合ですと、多摩地域に住み、経営をしている方々のために、その課題解決を通じて貢献することと考え、できることをしっかりやろうということでやってきました。課題解決のインフラとしての役割を果たすということです。これは私が理事長になった9年前にいただいたことであり、現在もその信念は変わっていません。

もともとの理念としては「お客様の幸せづくり」ということをいっていました。その理念の実現のためにインフラとしての役割を果たすという位置づけになります。

多摩地域は昭和30年代から爆発的な成長をとげ、有利な経営環境ではありましたが、銀行の進出もあり、預金の銀行への流出など大変な時期がありましたが、地域密着路線ということで対応してきました。ただ、地域密着といっても、当時は預金を集めれば良かった時代で、預金集めに専念していました。銀行の場合は、個人をばらばらにして取引するやり方で、我々は地域での連帯感を育てるようなやり方ですすめ、地元の金融機関としての位置づけを得てきました。

しかし、昭和63年から平成3年にかけて、毎年1千億円以上伸ばした時期もありましたが、バブルが崩壊し、貸付金が不良債権化し、地価下落で担保物件の価値も急落するという事態になりました。平成7年度、9年度には合わせて300億円ほどの特別積立の取り崩しを行い、平成7年から12年にかけて1200億円の不良債権を処理しました。当時は、預金量が順調に増加し1兆3千億円になっていましたが、決算方法が現在とは違っていたために、実質的には赤字でしたが、最終的には黒字決算で処理できました。これは当時の経営者である理事長の決断でできたことでもあります。

こうした結果、私が理事長になった平成13年には不良債権処理はほぼ済んでいました。しかし、貸し出しは伸び悩み、一番の底でした。当時は、銀行も潰れる状況で、銀行などでは新規融資など考えられない状況でした。理事長になって、お客様まわりをしてみますと、信用金庫を含めて、金融機関の信頼が全く失われた状況でした。

バブル崩壊後10年間、必死で頑張ってきたわけですが、将来に夢のない状況を作ってきてしまっていたことに気づき、このままでは多摩中央信金の生きる道がなくなるという感じでした。

そこで、信頼の構築がまず第一に大事だということで、お客様のもとに通って、お客様のパートナーとしての役割を果たすような活動をし、お客様とともに時代を乗り越える姿勢を、

理屈ではなく実践してきました。例えば、「リスクに応じた金利」という考えではなく、「課題に応じたコスト」をまず認めてもらうことから始め、価値の創造ができないような状況の克服に努めました。

平成15年から地域密着型金融いわゆる「リレバン」ということが言われてきましたが、私どもが実践してきているのがまさに「リレバン」だと考えています。

そうしたなかで八王子信用金庫が資金運用の失敗で大幅な赤字をだしてしまいました。合併して救済をという話もありましたが、私どもは東信協や信金中金などの協力や周辺の信金の支援も得て、立て直しに当たりました。そして、八王子信金が単独でやっていけるという大体の先が見えたところで、太平信金さんにもお声をかけて、平成18年に合併をしました。

多摩地域は、人口は400万人、中小の事業所は13万ほどあります。それだけのボリュームのある地域のなかで役割を果たすには現状の店舗網や人材ではとてもカバーできません。地域の信用金庫として貢献できる体制を作ることが大事で、その長期的な展望を持っていないと役割を果たせない、というのが基本です。リストラは一切やらない、毎年100名以上の採用を行い、職員一人ひとりが理念のもとにどういう貢献をするかを考えてもらうことが大事だと思っています。

金融審議会のワーキンググループの会議でも、研究者の方々から「信用金庫は役割を果たしているのか？」と指摘されました。特に預貸率が減っていることが問題にされました。確かに預貸率は低下しており、地域で集めたお金を地域に還元するということからみると50%位にまで低下しています。しかし、預貸率が指標になるのでしょうか。貸出を伸ばすのが大事なのではなくて、どうすれば企業業績を伸ばせるのか、課題解決ができるのかどうかがポイントではないでしょうか。安い金利で金を使ってもらえばいいというものではないと思います。金庫として自らを評価する基準をキチンと持っていないといけないと思います。

私どもは、多摩地域を安心して暮らしていける場にしたい、そのためのインフラ作り、みんなで協力して「ふるさと」づくりをしていく。そのために仕事のやり方を変えていくようにしていきたいと考えています。

### **責任をとる**

次に「責任をとる」ということですが、これは地域を守る、お客様との約束を守るということです。お客様だけではなく、職員に対しても責任をとること、そして未来に対して責任をとることも大事だと考えています。今現在やっていることが原因で、未来に結果が出るからです。逆に言えば、今何をするかで、将来が決まるということであり、将来を思い描いて今何をするかを考える必要があるということです。

現在は、単に貸出や預金を伸ばせば何とかなるという時代ではありません。そういう意味では、金を流せば景気がうまくいくという考え方自体が通用しません。

ガバナンスも「責任をとる」という意味で大事です。恥ずかしながら不祥事もまだありますので、その根絶にも取り組んでいるところです。

経営指標を持って経営計画をたてますが、その達成も「責任をとる」うえで大事です。しかし、不良債権比率も単に低いことは誇れることではないと思っています。不良債権というのは、言い換えればそこには課題がいっぱい詰まっていることを意味します。その課題をどうするか、それをカバーできるだけの収益をあげられるかどうかです。自己資本比率や預貸率、シェアといった指標も、自分自身で判断基準を持っていないといけないと思います。

お客様の声、大半は苦情、要望、お叱りですが、毎月500件ほどあります。言っているうちの花、という面がありますが、私の責任として取り上げて、経営に活かしていきたいと考えています。

### **覚悟する**

最後に「覚悟する」ことです。

経営モデルやビジネスモデルというものはそれぞれが作り上げないといけません、そのためにも覚悟することが必要です。そして、決めたらブレない。「人を幸せにする商売」と

考えていますので、やはりトップの役割が重要です。口では「お客様のために」といっても、現実に地域の皆様に頼りにされる存在でなければ意味がありません。「たましんは我々のことを考えてくれている」という評価をしていただけるようになるためにも覚悟しなくてはなりません。

その意味で、今まさに協同組織金融機関が必要とされている時期ではないかと考えています。

私の報告は以上ですが、事前にいただいたご質問にお答えしたあと、皆様からのご質問にお答えしたいと思います。

### 事前のご質問に対して

**質問（１）** 信用金庫は預金の伸びは順調であるが、融資量の伸びは低迷している。従って、収益も低迷している。今後、業務拡大、規制緩和の中で、手数料収入にも目を向ける必要があると思いますが、どのような項目に力を入れていく方針か？ ちなみに、保険窓販のスタンスは？

**佐藤：**私どもは課題解決ということを基礎において業務をすすめており、そのための相談センターを設けています。そこに地域の方から様々なご相談が寄せられていますが、最近では将来の不安から保険に対する相談が増えています。従来は資産運用のためという面が強かったようですが、私どもはそれぞれの方の状況に合わせて保険を紹介させていただいています。単にセールスするという、手数料のためにやるということは厳に戒めています。そこで、お一人のご相談にかなりの時間をかけて応じています。これも課題解決という点からの取り組みのひとつと考えています。

**質問（２）** ワーキンググループ報告に関する神田先生のご指摘（「組織形態だけに意義を見いだすのはナンセンス」）について、どう考えられ、どう対応されようとしているのか、お聞きしたい。

**佐藤：**確かに神田先生がご指摘になったように、協同組織金融機関であろうと株式会社の銀行であろうと、課題解決に向けて良い方向で取り組んでいるのならば評価されるべきだと思いますが、株式会社では現実的には無理ではないかと思っています。それだけの理念を持ってはいないのではないかと思います。

**質問（３）** 信用金庫の合併について。特にお差し支えない限りにおいて、青森県での全県１金庫を目指した総会（最終的には、東奥信金が総代会での反対で離脱されましたが）についてご意見等お聞かせ頂けましたら幸いです。

**佐藤：**何のために合併するのかという理念が大事だと思います。単なる量的なもので、救うだの救われるだのということではないと思います。何をするか、何を指すのか、ということです。

**質問（４）** 協同組織金融機関である信用金庫だからこそできる金融サービスとは何だとお考えでしょうか。

**佐藤：**お客様にとって何が一番必要なのか、大事なのかを考えて、それを提供することが大事だと思います。見ていると、結構無駄なことをお客様に押しつけていることが多いのが現実です。それらを見直して、お客様にとって大事なことを提案させていただくことが必要ではないかと考えています。手段ではなく、目的としても課題解決のためのサービスを提供することが重要です。

### 会場からの質問に対して

**Q：**中小企業の問題は資金不足という側面からしか見てこなかったので、お話の課題解決ということの意味が不明な面がある。課題解決というときの「課題」の具体的な内容は何か。また、「貢献」といわれたことの具体的な内容は何か。また、行政との関係では何

かしているか。

**佐藤：**「課題」といっても千差万別です。例えば、青物市場が衰退するなかで、従来の飲食店から新たなレストラン経営に転換したいという方がいたが、その場合、それまでの銀行などからの借金を整理しなくてはならないが、これまでの銀行などの対応では、その借金の精算のために担保物件を処分して処理することぐらいで、その後の新たな経営に対してのサポートはなかなか得られないのが現実です。しかし、この経営者にしてみれば、従来の経営資源を生かしながら、新たな経営をしたいと考えているわけで、それを我々が受け止めて様々なサポートをしていくということです。その際に行政の補助金を活用するという面も出てきますので、そうした面のサポートもすることになります。

**Q：**そうしたことができる職員の配置が必要だと思うが、人材育成はどうしているか。

**佐藤：**中小企業診断士の資格をとるとか、経済産業省などの行政の研修に参加してもらうとか、いろいろな機会を見つけてステップアップしてもらうようにしています。

**Q：**課題解決の結果についての評価は具体的にはどうしているのか。基準などを設けているのか。

**佐藤：**相手先の企業の業績などから判断するということもあるが、現段階では効率性や採算性などの計数管理をしていません。現在やっているのは、各支店の年間計画のなかに出てきている課題をすべて書き込んで、それらがどうなったかを個別にも、全体としても見ていって、判断するようにしています。

**Q：**広域化によって協同組織性が希薄化するという面があるかと思うが、合併によって広域化するなかで、希薄化への対策はどのようにしているか。

**佐藤：**広域化による希薄化という問題については、身の丈に合った形で展開するということから考えますと、多摩地域の場合はむしろ逆で、合併以前は店舗にしても希薄なところがかかりあったのを合併によって希薄な地域にも手を広げていったのが現実です。ただ、希薄なところもまだありますので、今後の課題です。店舗が80近くあるので、活動としては従来よりは密度高くやれるようになったと考えています。

**Q：**貸出金は証書貸付が大半で、しかも長期のものが多くいようだが、どう考えているか。

**佐藤：**短期で解決するものが少ないので、どうしても長期にならざるを得ないのが現状です。また、貸付金の中には住宅ローンが入っているが、これらは減少傾向にあります。これは金利の関係で已む得ない面があります。私どもとしては、課題解決のために私どもにしか出来ないことに取り組むという姿勢でいますが、どうしても長期になってしまう面も否定できません。



## 欧州の初期協同組合・協同金融関係文献メモ

協同金融研究者 平石 裕一

以下のメモは、個人的な調査研究のために収集・整理したもののうちから重要と思われるものをピックアップしたものである。本邦未訳のものもあり参考にしてほしい。

### 1. 産業環境と労働組合・庶民金融

#### 1 - 1) 産業問題と労働組合に関する女王陛下との海外使節団との交信

- 女王陛下の命令により（イギリス）両院へ提出, 1867

ロンドン、ハリソンとその息子達により印刷 1867

慶応大学古文書館所蔵（英文、フランス、ベルギーの大部分は仏文）

CORRESPONDENCE WITH HER MAJESTY'S MISSIONS ABROAD REGARDING  
INDUSTRIAL QUESTIONS AND TRADES UNION

- Presented to both Houses of Parliament by Command of Her Majesty 1867

LONDON:PRINTED BY HARRISON AND SONS 1867

近時イギリスと外国の産業や産物と競争が激しくなった為、帝国の貿易利害に極めて深刻な影響を与えており、イギリス帝国資本の利潤率の高い事業への転換を考えねばならぬので、海外へ使節団を派遣し、その実情を調査させたものたちの交信録。

ベルギー 30P, 14P, フランス 28P、プロシア 78P 8P, オランダ 10P,

オーストリア 6P, イタリア12P など。

特にプロシアのシュルツ・デ・リッツについては詳細であるが、この内容部分は、「A Manual of Political Economy for Schools」の翻訳である「泰西経済論巻三」によってわが国に1877年に紹介されている（後述）。

#### 1 - 2) 協同組合商店についての専門委員会からの報告、証言の委員会議事録と索引付き

- 衆議院の命令により、1879.8.6印刷

慶応大学古文書館所蔵（英文） / 生協総合研究所コピー所蔵

REPORT FROM THE SELECT COMMITTEE ON CO-OPERATIVE STORES,  
TOGETHER WITH THE PROCEEDINGS OF THE COMMITTEE MINUTES OF  
EVIDENCE AND APPENDIX

- rdered by The House of Commons to be printed 6 August 1879

ロッチデ・ル・パイオニア消費生活協同組合初期の競合店舗等についてのイギリス衆議院議会における証言記録である。当時、パイオニア店の繁盛に対する類似の商店の出現とそれに対するホリョ・クラ関係者の陳述・見解が具体的に語られている百ページ以上にわたる記録である。

### 2. 協同組合銀行関係

#### 2 - 1 - 1) 信用の普及と庶民銀行

ルイジ・ルツアツチ著、イタリア、パドバ市サツケット書房刊 1863.夏  
LA DIFFUSIONE DEL CREDITO E LE BANCHE POPOLARI

平石所有（イタリア語、1963年 出版100年記念、イタリア庶民銀行協会機関誌特別号 - 関係各国から諸演説あり）

第一部 序章、第1～第7章 理論編

第二部 欧州各国の事例紹介とイタリアへの導入についての著者の結語

欧州初期協同組合金融の研究書として世界最初のものといえるのではないか。

理論編は19世紀中頃における信用の効用についての諸学説の紹介と著者の見解を示しているが、第二部は当時のイギリスを始め欧州主要国の庶民金融についての調査研究で、ドイツ、ベルギー、フランス、スコットランドの事例を検討して、結論としてイタリアについて導入する時に留意すべき点を8項目に整理してあげている。

#### 2 - 1 - 2) 部分訳 法政大学「社会労働研究」3分冊 1988.1～1989.3

コラ・ド・モルテニ氏（イタリア大使館員、経済博士）岡本義行（法

政大学教授) 共訳

序説から第二部第一章第六節まで

コラ・ド氏だけの訳は第二部第八節の項目整理までであるが、所々省略あり(東信協依頼による 平石所有)

2 - 1 - 3 ) 激動期の裾野金融 - イタリア庶民銀行 P115 導入の際の留意点

平石裕一、金融財政事情研究会刊

2 - 2 ) 女王陛下の命令による両院議会への報告 - 海外諸国における協同の制度に

ついて 1886.6 ロンドン、ハリソンとその息子たちによる印刷

慶応大学古文書館蔵(英語)

REPORT BY HER MAJESTY'S REPRESENTATIVES ABROAD, ON THE SYSTEM OF COOPERATION IN FOREIGN COUNTRIES

1 - 1 ) の通信から10年後、イギリス女王の海外駐在員事務所は欧州各国初めアメリカまで多数になったが、この報告はそれら駐在員事務所へ問い合わせ「協同組合に関する情報」を収集したものである。かなり詳しい各国の協同組合と協同金融の生成・失敗・発達の実態が報告されている。調査は駐在員事務所所長を通じて夫々の部下もしくは指名者から回答が寄せられている。

総ページ数は139 P。フランス30ページ、ドイツ44ページ、オーストリア、ハンガリー9ページ、イタリア18ページ、ベルギー11ページ、オランダ5ページ、アメリカ10ページなどである。

2 - 3 ) 林正明訳述 経済入門

M G ホ - セット「初級者のための政治経済学」第一・二版から 1873年刊行、ロッチデール組合やフランスの協同組合の紹介をしている。

因みにM G ホ - セット「初級者のための政治経済学」は1888年第七版から信用協同組合の項目が詳しくべられている。

2 - 4 ) 高橋達郎訳 泰西経済論 卷三 1877. 7

原著J.E.Thorold Rogers 1869

1 - 1 ) にあげた報告書のプロシア部分を取り上げて紹介している

2 - 5 ) A.Marshall The Economics of Industry 1879

シュルツェ信用組合を紹介しているが、勸業理財学 1887.1 高橋是清訳で、これの紹介がなされている。

因みに、「信用組合論」平田東助・杉山孝平著は1891年(明治24年)。「伊国信用組合論」伊東平蔵著は1892年で、シュルツとルツアチを対比して紹介したもの。

「国民銀行論」H.W Wolf著(1893年刊)、東京専門学校編集部訳(1897)

『追記』 - ドイツについては、ほとんど定説になっているが、フランス・ベルギー・イタリアに関しては本国も含めて諸説あり、更なる研究が必要と思われる。

については、有志による19世紀欧州の文献(1、2)をテキストの中心に研究会をもてないか私考しているが、希望者があれば事務局に連絡くだされば幸い。



## ◆会員の声◆

### 企業・組織の採用活動と大学生の「質」について

北海道大学大学院教育学研究院 駒川 智子

私は北海道大学教育学部の産業教育研究グループに所属し、職業人としての能力育成に関する授業を行いながら、金融機関の経営、仕事、働き方について研究をしている。今回、執筆の機会をいただいたことに感謝し、大学教員の立場から、大学生の採用・就職活動について感じることをお伝えしたい。

【今年の採用活動】2011年3月卒業予定者に対する企業・組織の採用活動は、一段落ついたと言えよう。7月時点の内定者充足率は大卒文系で約8.1割であり、昨年同期と同率である。ただし採用状況の満足度は概して低く、「量的には満足だが、質的に不満」(32.1%)、「質・量ともに不満」(18.9%)と、質をめぐる「不満」が半数を占める<sup>(1)</sup>。

【企業・組織が求める学生の「質」】採用選考で重視した点を見ると、「コミュニケーション能力」(81.6%)、「主体性」(60.6%)、「協調性」(50.3%)、「チャレンジ精神」(48.4%)が高い<sup>(2)</sup>。「出身校」(3.9%)や「学業成績」(5.4%)は低く、狭い意味の「学力」に収まらない、いわば人物本位の選考を行っている。ここからは、積極的に情報を獲得し、自ら課題をたて、周囲と協力して、成果をあげる人物を企業・組織は求めていると考えられる。

【大学の機能】こうした職業人としての能力の育成に向けて、2011年度から大学は「職業指導(キャリアガイダンス)」を実施する。しかし本来、大学は授業や学生生活全体を通じて、学生の主体性と人間的成長を促している。大学教育に限っても、それは疑問を調べ、自らの見解や論点を示し、他者との議論を通じて、一定の結論を導き出すものであり、学生に自ら考え行動することを求めている。

【学生の就職活動の実態】早期の就職活動は、こうした大学の機能を妨げ、いわゆる学生の「質」低下を生み出してはいないか。採用活動は、大学3年10月の採用情報の公開、オープンセミナーに始まり、年明けからはエントリーシートの受付、筆記試験、面接と続く。学生はエントリーシートを平均12.2社、説明会を15.9社、筆記試験を8.8社で受ける。面接の日程は示されず、「前日の夜に電話があって次の日に面接できるかという直前の連絡」に対応する。授業出席はままならず、「学校生活との両立が困難」という声は4割を超える<sup>(3)</sup>。これが専門領域の授業が本格化し、最も知的に成長する3年生後期から4年生前期にかけて生じる。

【事態の改善に向けて】学生が大学教育を十分に受けられないことは、企業・組織にとって優秀な人材を確保できない不利益となる。就職・採用活動の適正化に向けて、大学(就職問題協議会)は「大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について(申し合わせ)」を、企業・組織は「大学卒業予定者・大学院修士課程修了予定者等の採用選考に関する企業の倫理憲章」を定め、相互に尊重することとされている<sup>(4)</sup>。この意味を再考する必要があるだろう。

(1) 株式会社ディスコ、『採用活動に関する調査』概要、2010年8月2日発表。

(2) 社団法人日本経済団体連合会、『新卒採用(2010年3月卒業者)に関するアンケート調査結果の概要』2010年4月14日発表。

(3) 独立行政法人労働政策研究・研修機構、2006、『大学生の就職・募集採用活動等実態調査結果』。なお本稿で使用した学生の数値は、社会科学系のものである。

(4) 詳しい内容は文部科学省の発表を参照されたい。

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/21/10/1289325.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/21/10/1289325.htm)

### 1面「小さな助け合いの物語」の続き

隣近所には決まりはないし、お互い様の気持ちさえあれば十分に助け合うことができ、困ったことも解消できる。しかし一方では頼まれてもないのに、良かれと思ってしたことが、“よけいな世話”とか“おせっかい！”などと思われるかもしれない、といった心配も生まれる。そんな心配が、昔はたくさんあった隣近所の「小さな助け合いの物語」を少なくしているのではないだろうか。

邪念を捨て、『手伝いますよ！』と一言、素直に声を掛ける心が欲しいものである。“助けを求めている人”がいるから、助け合いが成り立つ。日々の暮らしの中で“小さな助け合いの物語”をもっともっと増やしていけば、助け合いが広まり、地域とのつながりも深まっていくのではないだろうか。

今回、全信中協では、日々の生活のなかに埋もれている「小さな助け合いの物語」を広く募り紹介することにより、相互扶助を理念とする金融機関として、地域コミュニティの再生に取り組んでいこうという趣旨から「小さな助け合いの物語賞」懸賞作文を募集している。「誰かに助けてもらった感謝の気持ち」や「助け合うことの喜び」など、小学生から80歳代の老人まで老若男女を問わず作文の応募がある。コツコツと集め、コツコツと広めた「小さな助け合いの物語」が、いざという時に大きな力となることを願う。

## 研究会のお知らせ

### 第97回協同金融研究会のお知らせ

前回の研究会は多摩信用金庫理事長のお話を伺いました。今回は同じく協同組織金融機関である農業協同組合経営者のお話を聴くことにいたしました。

協同組織金融機関にとっていずれの業態も地域との関わりは極めて重要なことと認識されておりますが、今回ご報告をいただく「いるま野農業協同組合」は埼玉県西部地域を基盤に地域重視の事業を展開されております。具体的な活動として環境、健康、福祉、教育、文化などの活動に取り組み、独自に地域貢献活動資金として約8億円の基金を造成しております。また、地域に根差した組織活動を進めるために、女性のJA運営への参画に力を入れ、正組合員化や7名の女性理事を登用するなど男女共同参画を積極的に進めています。

そこで今回は、貯金1兆円を達成し、地域との関わりを益々強固にしている状況を桑原代表理事専務に伺うこととしました。地域密着をキーワードにしている他の協同組織金融機関にも参考になることが多々あるものと確信いたします。つきましては、皆様の積極的なご参加をいただきたくご案内申し上げます。

1. 開催日：2010年9月21日(火)午後6時30分～8時30分

2. テーマ：地域における農協の役割と課題

3. 報告者：桑原 福治氏(いるま野農業協同組合代表理事専務)

参加費：1,000円

申込先：FAX ないし e-mail にて下記あてに参加申込みをお願いします。

協同金融研究会事務局(笹野、小島)

【FAX】03-3262-2260 【e-mail】sasanotn@nifty.com

#### 2010年度の会費の納入を!

協同金融研究会は皆様の会費で維持されています。2010年度の会費のお振り込みをお願いします。個人会費は3000円、賛助会費は1口1万円です。